

諮問第3号

生活保護法に基づく返還金の督促の審査請求について

審査請求人に対し令和5年10月20日付けで市長が行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく返還金の督促に関し、審査請求があったので、別紙の裁決書（案）を添えて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定に基づき議会の意見を問う。

令和6年9月12日

大阪市長 横山英幸

(別紙)

大福祉第 号

裁決書 (案)

裁決日 令和6年 月 日

審査請求人 東淀川区在住者

処 分 庁 大阪市長

審査請求人が令和6年1月5日に提起した処分庁による地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定に基づく督促に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和5年10月20日付けで行った地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく督促に対し、審査請求人が処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め

地方自治法第231条の3第1項は、「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と定めている。

2 処分内容及び理由

- (1) 大阪市東淀川区保健福祉センター所長は、審査請求人に対し、令和5年4月27日より生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を開始した。
- (2) 大阪市東淀川区保健福祉センター所長は、令和5年8月1日付けで、審査請求人に対し、生活保護法第63条の規定に基づき、同年5月に審査請求人に対して支給した生活保護費の一部69,000円に係る返還決定処分を行うとともに、同額について同法第77条の2第1項の規定に基づき、徴収金決定処分を行った。
- (3) 大阪市東淀川区保健福祉センター所長は、令和5年8月22日付けで、審査請求人に対し、上記(2)記載の69,000円の返還金（以下「本件返還金」という。）に係る納入の通知をした。
- (4) 審査請求人は、本件返還金について、納期限である令和5年10月2日までに納付しなかった。そこで、処分庁は、同月20日付けで、審査請求人に対し、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づき、督促（以下「本件督促」という。）を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

- (1) 令和6年1月5日、審査請求人は、本件督促について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づいて、本件審査請求を行った。
- (2) 令和6年1月29日、審理員が指名された。
- (3) 令和6年2月20日、処分庁より弁明書が提出された。
- (4) 令和6年7月31日、審理員より審理員意見書が提出された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件返還金について、審査請求人が成人であること等を理由として、大阪市東淀川区保健福祉センター所長が、生活保護法第77条第1項の規定に基づき、本件返還金を扶養義務者から徴収することはできないと主張するとともに、仮に本件返還金を扶養義務者から徴収することができるとしても、大阪市

東淀川区保健福祉センター所長は、同条第2項の規定に基づき、扶養義務者の負担すべき額について協議をすべきである旨主張している。

2 処分庁の主張

本件において、処分庁は、本件返還金の納期限を徒過しているにもかかわらず、審査請求人から納付がない事実を踏まえ、地方自治法第231条の3第1項及び大阪市未収債権管理事務取扱規則（平成20年大阪市規則第47号）第6条第1項の定めに従い、本件督促を行ったものであり、何ら違法又は不当な点は存しない。

第4 裁決の理由

1 本件督促についての判断

本件においては、審査請求人が本件返還金についてその納期限までに納付しなかったため、処分庁は、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づき督促を行ったものであり、本件督促には、何ら違法又は不当な点は認められない。

この点について審査請求人は、本件返還金について、審査請求人が成人であること等を理由として、大阪市東淀川区保健福祉センター所長が、生活保護法第77条第1項の規定に基づき、本件返還金を扶養義務者から徴収することはできないと主張するとともに、仮に本件返還金を扶養義務者から徴収することができるとしても、大阪市東淀川区保健福祉センター所長は、同条第2項の規定に基づき、扶養義務者の負担すべき額について協議をすべきである旨主張するが、本件においてはそもそも同条の規定は適用されておらず、本件督促が違法又は不当であることの理由となるものではない。

2 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件督促に違法又は不当な点は認められない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年 月 日

審査庁 大阪市長 横山英幸 

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(参考)

地方自治法 (抄)

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2-6 省 略

7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8-12 省 略